

令和8年8月21日

国 税 審 議 会

令和8年度（第76回）税理士試験における 試験問題の誤りについて

令和8年度（第76回）税理士試験において、試験科目である「所得税法」及び「住民税」の試験問題に、以下のとおり誤りがありました。

【所得税法】

○ 第二問

本問につきましては、【資料Ⅳ】1において、「乙は」と記載すべきところ、「甲は」と記載していたことから、本来の出題の意図とは異なる出題内容となっていました。

【住民税】

○ 第二問

本問につきましては、【資料】（5）甲の兄（昭和53年12月4日生）の所得等の状況の（注1）及び（注2）において、「甲の兄」と記載すべきところ、「甲の次男」と記載していたことから、甲の兄に係る令和8年度分として納付すべき税額について、本来の出題の意図とは異なる税額が算出される出題内容となっていました。

受験者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、当該問の採点に当たっては、受験者の不利とならないように配慮いたします。

また、今後の出題に当たっては、万全の態勢で細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。